

災害に係る協力体制に関する協定書

大分市（以下「甲」という。）と学校法人文理学園日本文理大学（以下「乙」という。）は、災害に係る協力体制に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大分市内で災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、被災者及び避難者に対する支援体制を充実させるため、甲及び乙の相互協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この協定書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。

（協力要請等）

第3条 甲及び乙は、第1条に掲げる目的を達成するため、相互に協力を要請し、この協定の内容に従って可能な限り協力に努めるものとする。

- 2 甲及び乙は、それぞれ職員のうちから連絡責任者を定め、当該職員を通じて協力の要請を行うものとする。
- 3 協力の要請を行う場合は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭等により要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

（協力内容）

第4条 前条に規定する協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 災害時における救助要員の活動拠点としての乙の施設の一部（以下「対象施設」という。）の提供
- (2) 災害時における救援物資の配送等の拠点としての対象施設の提供
- (3) 災害時における乙の学生ボランティアの募集及び活動支援
- (4) 災害時における一時的避難施設としての対象施設の提供
- (5) 防災に関する研究及び情報の提供
- (6) その他災害に関し相互に協力が必要と認められる事項

（対象施設の提供等）

第5条 前条第1号及び第2号に規定する協力の内容に関する事項は、次のとおりとする。

- (1) 対象施設は、乙内施設の乙の指定する場所とする。
- (2) 対象施設の管理及び対象施設の使用に伴う苦情紛争等は、甲の責任において行う。
- (3) 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、対象施設の利用を終了した場合は、当該施設の原状回復を行い、速やかに引き渡すものとする。

（学生ボランティア）

第6条 甲は、災害による被害が甚大なときは、第4条第3号の規定により、乙に対し学生ボランティアの募集及び活動支援を要請し、乙はこれに協力するものとする。

(一時的避難施設としての対象施設の提供)

第7条 第4条第4号の規定により、一時的避難施設として利用する対象施設は、乙内施設の乙の指定する場所とする。

- 2 対象施設に地域住民等が避難した際に、対象施設内において発生した苦情紛争等は、甲の責任において行う。
- 3 一時的避難施設として利用する期間は、甲が指定避難所を設置するまでの間を原則とし、当該対象施設の利用を終了したときは原状回復を行い引き渡すものとする。

(防災に関する研究及び情報の提供)

第8条 甲及び乙は、災害時に想定される課題解決を図るため、第4条第5号の規定により、防災に関する研究及び情報の提供に関し協力するものとする。

- 2 乙は、学生に対し携帯電話での大分市防災メールの登録等、積極的な緊急情報の取得を促し、甲が実施する防災講話等を活用し、防災意識の向上に努めるものとする。

(費用)

第9条 第4条第1号、第2号及び第4号に規定する施設の提供及び設備の利用に係る費用は、無償とする。ただし、当該施設及び設備の利用に係る光熱水費等の諸費用は、甲乙協議の上、甲が負担するものとする。

- 2 第4条の協力を要した費用であって市長が必要と認めるものは、甲乙協議の上、甲が負担するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも書面による協定終了の意思表示がないときには、この協定の有効期間を1年延長するものとし、以降この例による。

(協議)

第11条 この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、この書面を2通作成し、甲乙双方が記名押印の上各自1通を保有する。

平成29年 3月 8日

甲 大分市荷揚町2番31号
大分市長 佐藤 樹一郎

乙 大分市一木1727
学校法人 文理学園
日本文理大学長 平居 孝之